

ドイツ特許商標庁、東北地方太平洋沖地震の発生に伴う救済措置を発表

2011年3月21日

JETRO ティュッセルトゥルフセンター

ドイツ特許商標庁（DPMA）は、3月18日、3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う救済措置に関する通知を公表した。

同通知によれば、日本における現在の状況のために、自らの過失によらず法律が規定する期限を遵守できなかった何人も請求に基づいて権利を回復することが可能であり、それによって、期限を遵守したのと同じ地位を得る。ただし、権利回復の条件を満たすか否かについては、個別案件毎に担当部署が判断を行うとしている。また、同通知は、権利回復のための根拠条文として、特許法第123条、実用新案法第21条(1)（特許法第123条を準用）、商標法第91条、意匠法第23条(1)第4文（特許法第123条(1)から(5)、(7)を準用）、半導体保護法第11条(1)（特許法第123条を準用）を示している。

なお、欧州以外の各国・地域の知財庁における救済措置についても、日本国特許庁（JPO）のホームページに情報がまとめて掲載されている。

<参考>

【特許法】

第123条

(1) 何人も、自らの過失によらないで、特許庁又は連邦特許裁判所に対する期限の遵守を妨げられ、その不遵守が本法の規定による同人の権利を損なう場合は、請求により同人の権利を回復させることができる。この規定は、次の期限には適用されない。

1. 異議申立の提出(第59条(1))又は異議申立手数料の納付(特許費用法第6条(1)第1文)に関するもの
 2. 特許の維持(第73条(2))に対する審判請求の提出又は審判請求手数料の納付(特許費用法第6条(1)第1文)に関して、異議申立人に許可されるもの、又は
 3. 第7条(2)及び第40条に基づく優先権を主張することができる特許出願に関するもの
- (2) 回復は、障害の消滅から2月以内に書面により請求しなければならない。請求は、回復を正当化する事実を陳述しなければならない。当該事実は、請求又は請求に関する手続において、納得できるように証明しなければならない。懈怠された行為は、請求期限内に追完しなければならない。これが行われた場合は、回復は請求がなくても認めることができる。遵守されなかった期限から1年が経過した後では、回復はもはや請求することができず、また、懈怠された行為は、もはや追完することができない。
- (3) 請求に関する決定は、追完すべき行為に関して決定することを義務付けられている部門

が行う。

(4) 回復に関する決定については、不服申立をすることができない。

(5) ある者が、回復の結果再び発効した特許の対象について、特許の消滅時から特許の再発効時までの期間に、ドイツにおいて善意で実施を開始している場合、又はこの期間内に当該目的に必要な準備をしている場合は、当該人は、自己の事業の必要のために、自己の又は他人の作業所において特許の対象を引き続き実施する権利を有する。この権利は、その事業と共にする場合にのみ、相続又は移転することができる。

(6) 回復の結果として第 33 条(1)が効力を有することとなる場合は、(5)が準用される。

(7) ある者が、回復の結果として先の外国出願に基づく優先権(第 41 条)を主張する出願の対象を、12 月の期限の到来日から優先権の効力の再発効時までの期間に、ドイツにおいて善意で実施しているか、又は同期間内に当該目的に必要な準備をしている場合は、その者も(5)に従う権利を有する。

【実用新案法】

第 21 条

(1) 特許法の規定であって鑑定の説明(第 29 条(1)及び(2))、従前状態への回復(第 123 条)、手続中に真実を陳述する義務(第 124 条)、公用語(第 126 条)、文書の送達(第 127 条)及び裁判所による司法共助(第 128 条)、証人の補償および鑑定人の報酬(第 128a 条)に関するものは、実用新案争訟手続に対しても適用する。

(2) 省略

【商標法】

第 91 条

(1) 自己の無過失により特許庁又は特許裁判所に対する期限を遵守することを妨げられた者は、何人も、請求により、法律の規定に従って自己の権利に不利益となる不遵守について、元の状態への権利回復が認められるものとする。この規定は、異議申立の期限及び異議申立の手数料の納付期限には適用しないものとする。

(2) 権利回復の請求は、期限を遵守しないことの原因がなくなってから 2 月以内にしなければならない。

(3) 当該請求においては、権利回復の根拠とする事実を述べなければならない。この事実は、請求時に又は請求に関する手続において一応の証拠によって立証しなければならない。

(4) 懈怠した行為は、請求のための期限内に履行しなければならない。これが履行された場合は、請求をすることなく権利回復を認めることができる。

(5) 遵守されなかった期限の満了から 1 年を経過したときは、もはや権利回復の請求をすることはできず、かつ、懈怠した行為を履行することができない。

(6) 権利回復請求に関する決定は、履行すべき行為に関して決定する権限のある当局が行うものとする。

- (7) 権利回復に関する決定は争うことができない。
- (8) 商標の所有者が権利回復を認められた場合であって、商標登録に関する権利を喪失してから権利回復するまでの間に、第三者が当該商標と同一又は類似の標識の下に善意で商品を市場に出し又はサービスを提供している場合は、当該商標の所有者は、当該行為に対して如何なる権利も主張することができない。

【意匠法】

第 23 条

(1) 第 1～3 文：省略

第 4 文：特許法第 123 条(1)から(5)，(7)，第 124 条，第 126 条から第 128 条までを準用する。

(2), (3) 省略

【半導体保護法】

(1) 特許法の規定であって鑑定の説明(第 29 条(1)及び(2))，従前状態への回復(第 123 条)，手続中に真実を陳述する義務(第 124 条)，公用語(第 126 条)，文書の送達(第 127 条)及び裁判所による司法共助(第 128 条)，証人の補償および鑑定人の報酬(第 128a 条)に関するものは、半導体回路配置の保護に対しても適用する。

(2) 省略

— DPMA の通知は、以下参照 —

[Notice in view of the earthquake and Tsunami in Japan and their dramatic impact](#)

— JPO による情報は、以下参照 —

[東北地方太平洋沖地震の発生に伴う各国・地域の知財庁の救済措置について](#)

(以上)